

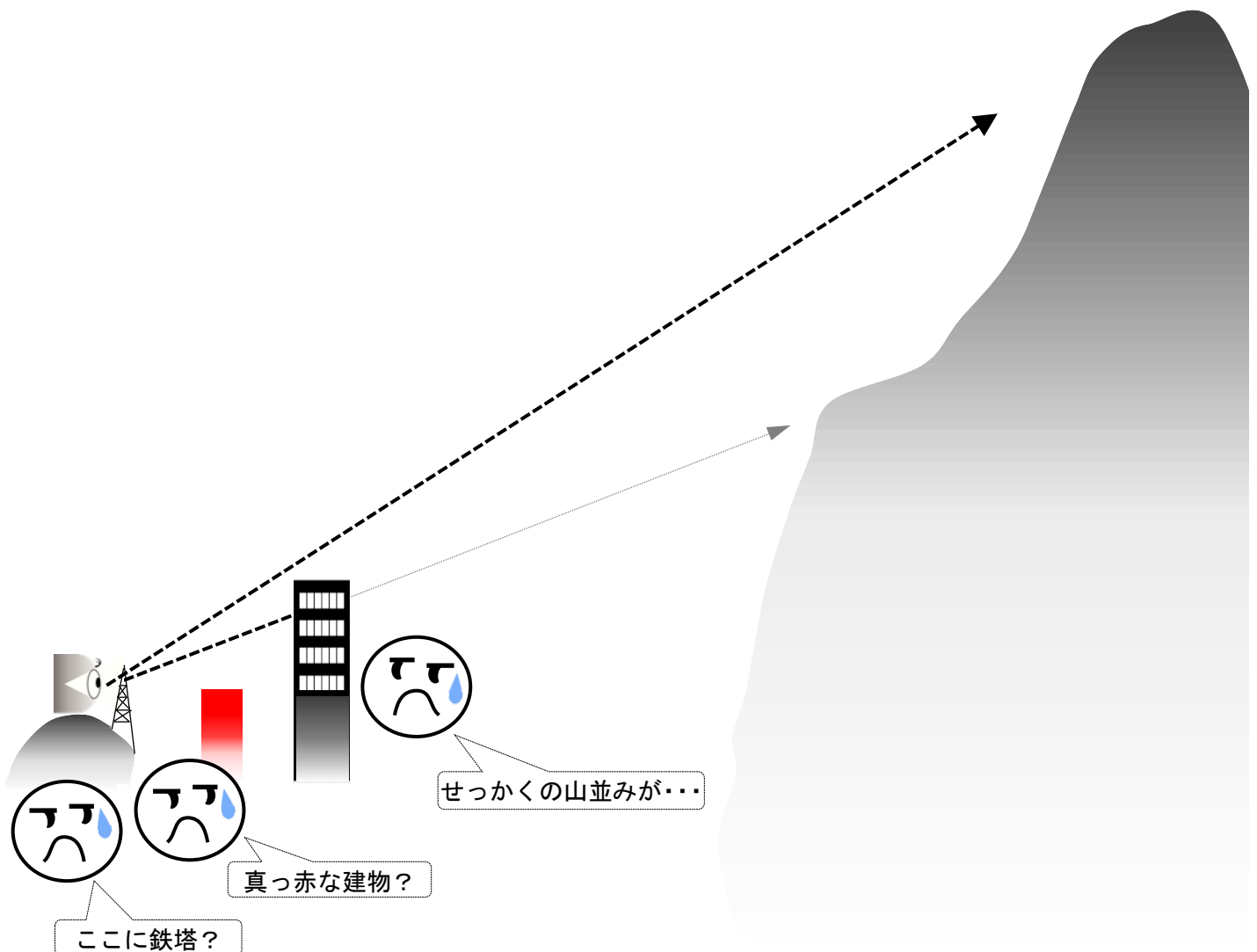
## 第5 各眺望景観の関係者の配慮事項

ビューポイントの眺望景観は、山並み、平野、海、河川、建物、田畑、樹木、草花などの来訪者が目を向ける対象（視対象）から構成されるものですが、ここでは、眺望を楽しむ場所（視点場）の利用を促進する観点から、視対象だけでなく視点場についても地域の関係者の配慮すべき事項を記載しています。

そして、この配慮事項には、景観保全を目的としない法令に基づき義務付けられているものや法令に基づかない任意の協力をお願いするものも含まれています。来訪者が視点場で記念写真の撮影をすることも想定し対応していただきますようお願いいたします。

### 1 高台からの眺望景観

里山の頂きや展望塔から望むことのできる遠くの山並みや広大な平野部等の景観。これら高台からの眺望を阻害する視点場付近の工作物の新築を控えるとともに、平野部の大規模な建築物の建築又は外観の変更等を行うときは、富山県景観条例の「大規模行為の景観づくり基準」又は関係市町村の相当基準に適合することが望まれます。また、視点場の施設等は、利活用されやすいよう、計画的な修繕等適切な維持管理が必要です。



## (1) 城山公園 から見る 富山湾

### ア 視点場関係

- ・視点場が朝日県立自然公園（特別地域）内にあるため、付近で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・視点場が県指定史跡「宮崎城跡」であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

### イ 視対象関係

- ・平野部の大規模な建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・富山湾沿岸の森林は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



## (2) ありそドーム展望塔 から見る 僧ヶ岳

### ア 視点場関係

- ・視点場となる「ありそドーム」の展望塔は、窓ガラスの清掃など適切な管理が行われていること。

### イ 視対象関係

- ・平野部の大規模な建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・僧ヶ岳麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・僧ヶ岳の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



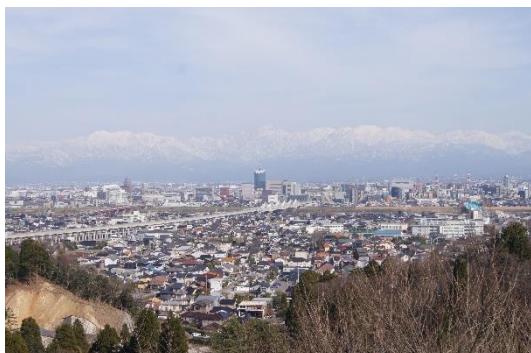
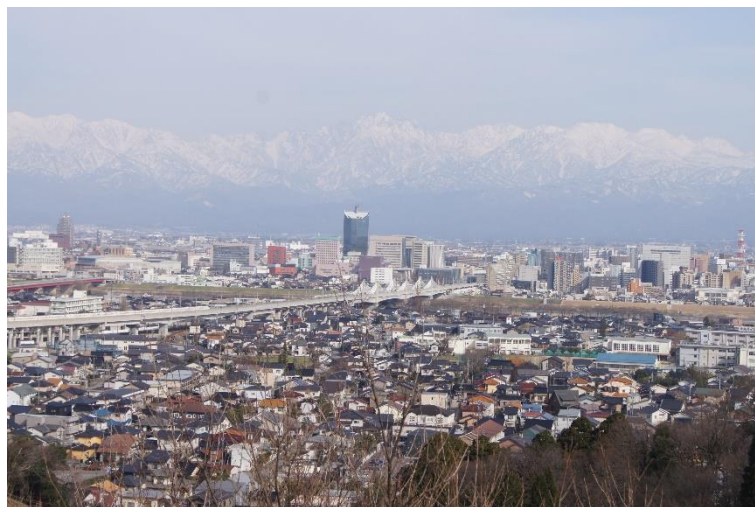
### (3) 呉羽山展望台 から見る 立山連峰と富山市街

#### ア 視点場関係

- ・視点場が呉羽山風致地区内にあるため、付近で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

#### イ 視対象関係

- ・平野部の市街地の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。
- ・立山連峰麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・立山連峰の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。





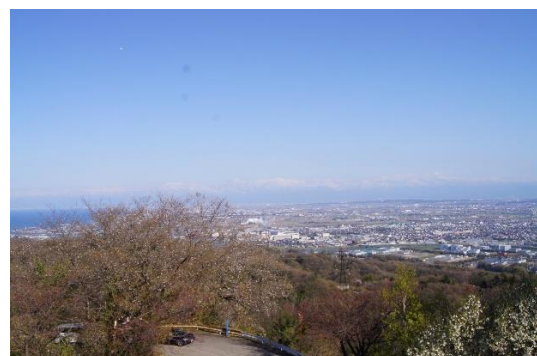
#### (4) 二上山城山園地 から見る 立山連峰

##### ア 視点場関係

- ・視点場が能登半島国定公園（特別地域）内にあるため、付近で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・視点場が二上山風致地区内にあるため、付近で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

##### イ 視対象関係

- ・平野部の市街地の建築行為等は、「高岡市景観計画」中の「行為の制限に関する事項」又は「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・立山連峰の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



## (5) 散居村展望台 から見る 砺波平野

### ア 視点場関係

- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1ha超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場が夢の平県定公園内にあるため、付近で工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

### イ 視対象関係

- ・平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・平野部の建築行為等は、「砺波市景観まちづくり計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



## (6) 閑乗寺公園 から見る 散居村

### ア 視点場関係

- ・ 視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・ 視点場が八乙女山・閑乗寺県定公園内にあるため、付近で工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・ 視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・ 眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

### イ 視対象関係

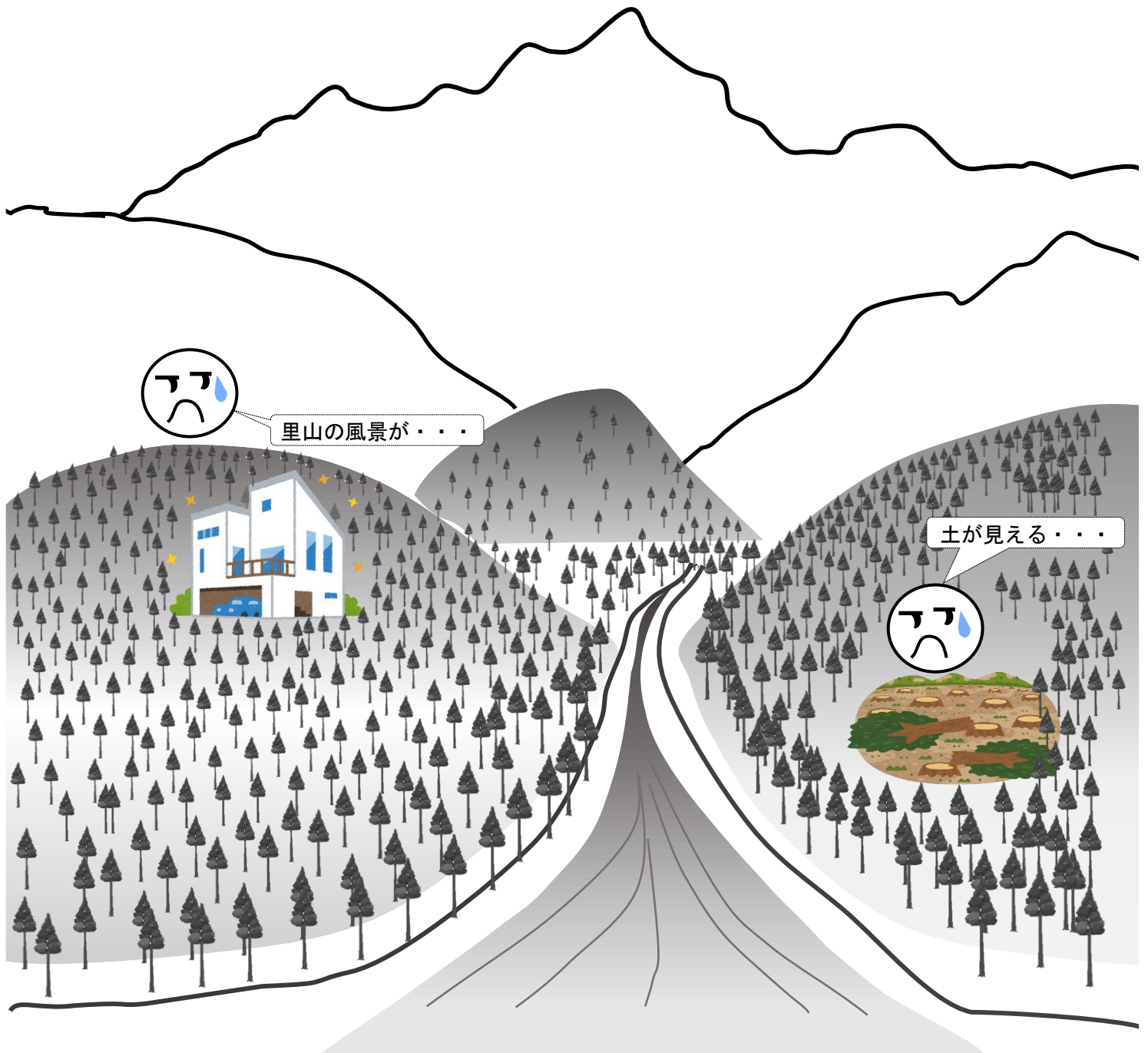
- ・ 平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・ 平野部の建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」又は「砺波市景観まちづくり計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。





## 2 自然の眺望景観

構成要素の全部又は高い割合が自然の景観。これら自然の眺望を阻害する工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等や森林における大規模な開発行為を控えることが必要です。





## (1) ヒスイ海岸の渚

### ア 視点場関係

(視点場がヒスイ海岸にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・視対象の海岸が朝日県立自然公園（特別地域）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



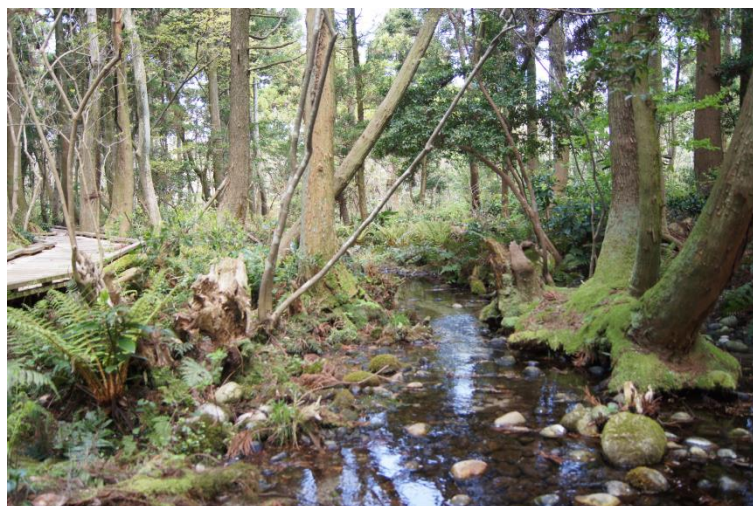
## (2) 杉沢の沢スギの樹林

### ア 視点場関係

(視点場が杉沢の沢スギ内にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・杉沢の沢スギは杉沢自然環境保全地域（特別地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山県自然環境保全条例」の許可を受けること。
- ・杉沢の沢スギは国指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



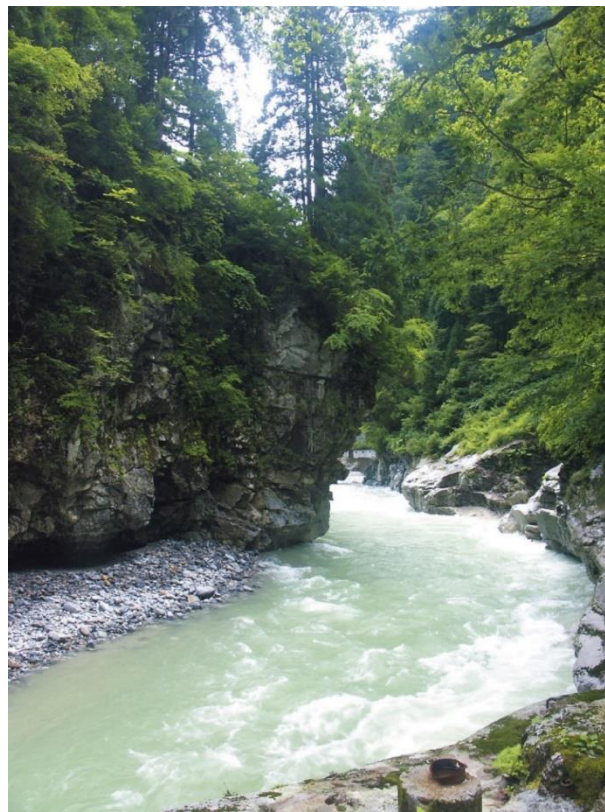
### (3) 猿飛峡展望台 から見る 黒部峡谷

#### ア 視点場関係

(視点場が黒部峡谷内にあるため、視対象関係と同じ。)

#### イ 視対象関係

- ・黒部峡谷は中部山岳国立公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・猿飛峡は国指定特別名勝・特別天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。





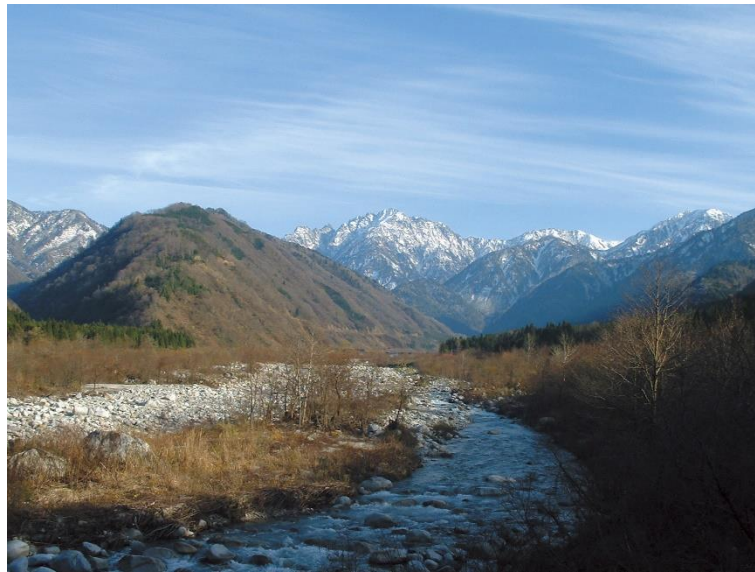
#### (4) 伊折橋 から見る 剣岳

##### ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

##### イ 視対象関係

- ・河川沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。





## (5) 滝見台園地 から見る 称名滝

### ア 視点場関係

(視点場が称名滝付近にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・称名滝は中部山岳国立公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・称名滝は国指定名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



## (6) 弥陀ヶ原の湿原

### ア 視点場関係

(視点場が弥陀ヶ原内にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・湿原は中部山岳国立公園（特別地域（特別保護地区を含む。))内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。



## (7) 室堂みくりが池 から見る 立山三山

### ア 視点場関係

(視点場が立山三山に近いため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・立山三山周辺は中部山岳国立公園（特別地域（特別保護地区を含む。)) 内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・称名滝とその流域（悪城の壁、称名滝、称名廊下、地獄谷、みくりが池）は県指定史跡・名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。





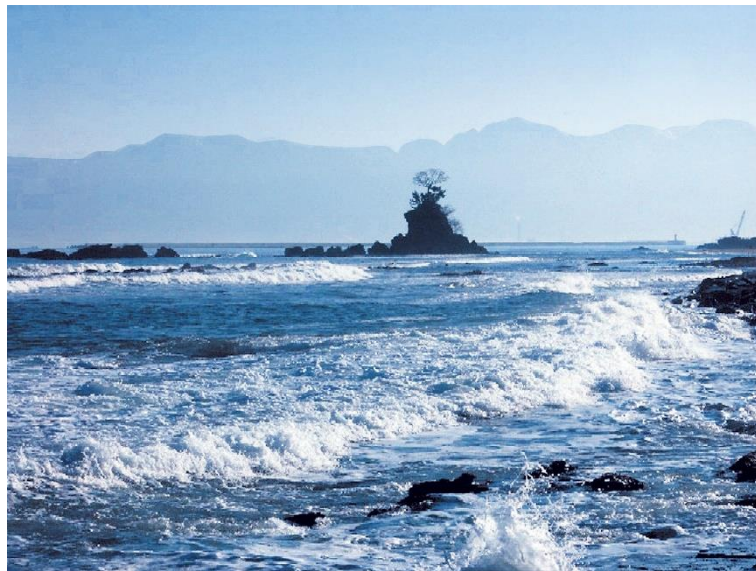
## (8) 雨晴海岸 から見る 女岩と立山連峰

### ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

### イ 視対象関係

- ・女岩及びその周辺は能登半島国立公園（特別地域又は普通地域）内にあるため、工  
作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、特別地域内にあつて  
は「自然公園法」の許可を受ける、普通地域内にあつては同法の届出を行うこと。
- ・女岩・義経岩及びその周辺は国指定名勝であるため、現状変更する場合は、「文化  
財保護法」の許可を受けること。





## (9) 阿尾 から見る 立山連峰

### ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

### イ 視対象関係

- ・阿尾城跡は能登半島国定公園（特別地域）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・阿尾城跡は県指定史跡であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・阿尾城跡付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。



(10) 灘浦海岸 から見る 虻ヶ島

ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

イ 視対象関係

- ・虻ヶ島は能登半島国定公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・虻ヶ島とその周辺は県指定名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。



## (11) 宮島峽 の 一の滝

### ア 視点場関係

(視点場が宮島峽内にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・宮島峽は稲葉山・宮島峽県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・一の滝とおうけつ群は県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・一の滝付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。





## (12) 倶利伽羅峠の紅葉

### ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

### イ 視対象関係

- ・倶利伽羅峠は倶利伽羅県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・森林景観が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。





### (13) 庄川峡の雪景色

#### ア 視点場関係

(視点場が庄川峡内にあるため、視対象関係と同じ。)

#### イ 視対象関係

- ・庄川峡の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視対象は庄川峡県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。



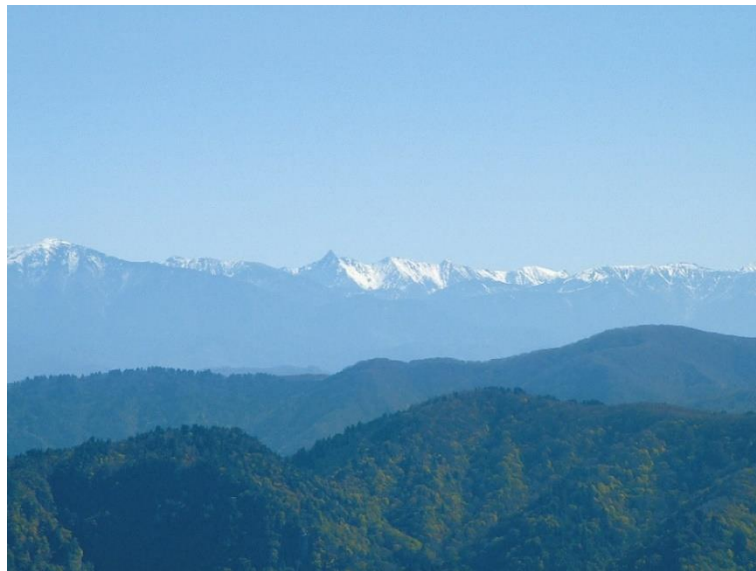
(14) 高峰山展望台 から見る 北アルプス

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・山間部の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(15) 黒部峡谷山彦橋 から見る 新山彦橋

ア 視点場関係

- ・視点場の橋梁は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・黒部峡谷の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。





(16) 芳見橋 から見る 本宮砂防堰堤

ア 視点場関係

(視点場は道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・河川沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・河川沿線は立山・大山地区景観づくり重点地域内であるため、河川沿線の建築行為等は、「富山県景観条例」による「立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・本宮堰堤は国指定有形文化財であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



## (17) 芦岫寺の布橋

### ア 視点場関係

(視点場が布橋付近にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・芦岫寺集落周辺は立山・大山地区景観づくり重点地域内であるため、建築行為等は、「富山県景観条例」による「立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・布橋付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。





(18) 黒部ダム展望台 から見る くらよん

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・ダム湖及びその周辺は中部山岳国立公園(特別地域)内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・ダム湖周辺の森林において、開発行為(1ha超)を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。





## (19) 有峰湖の紅葉

### ア 視点場関係

(視点場が有峰湖付近にあるため、視対象関係と同じ。)

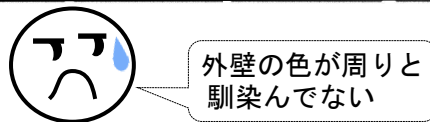
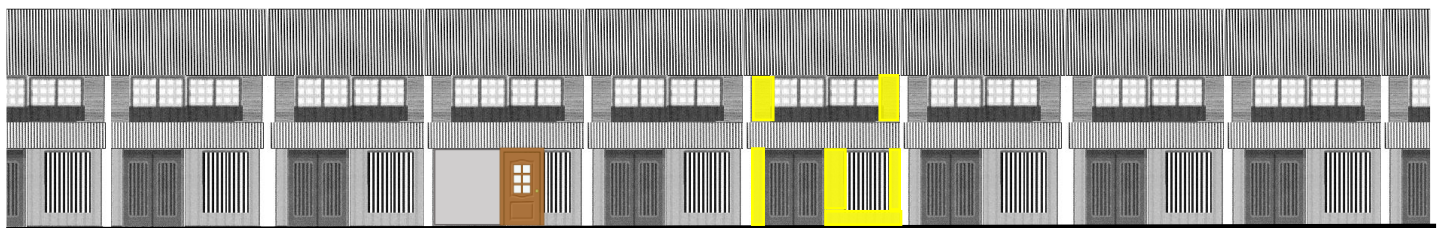
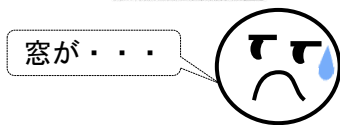
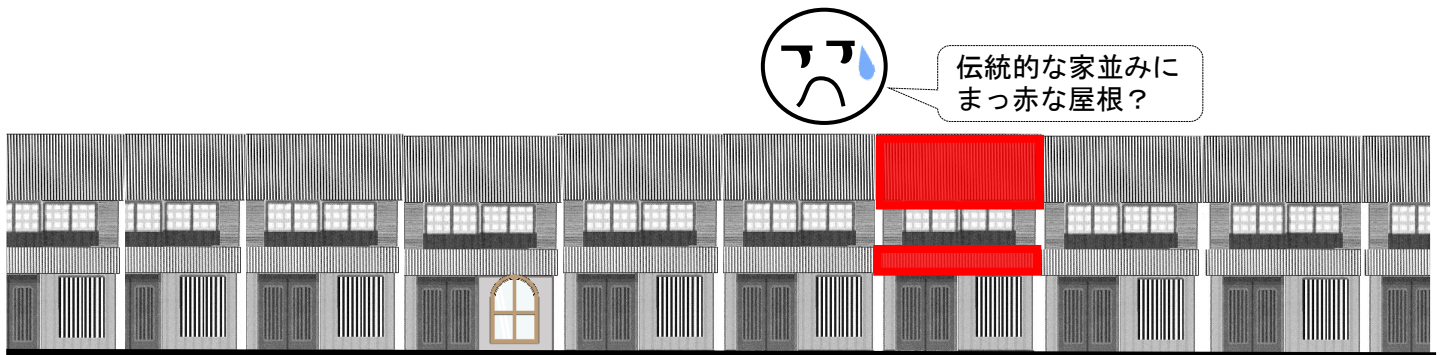
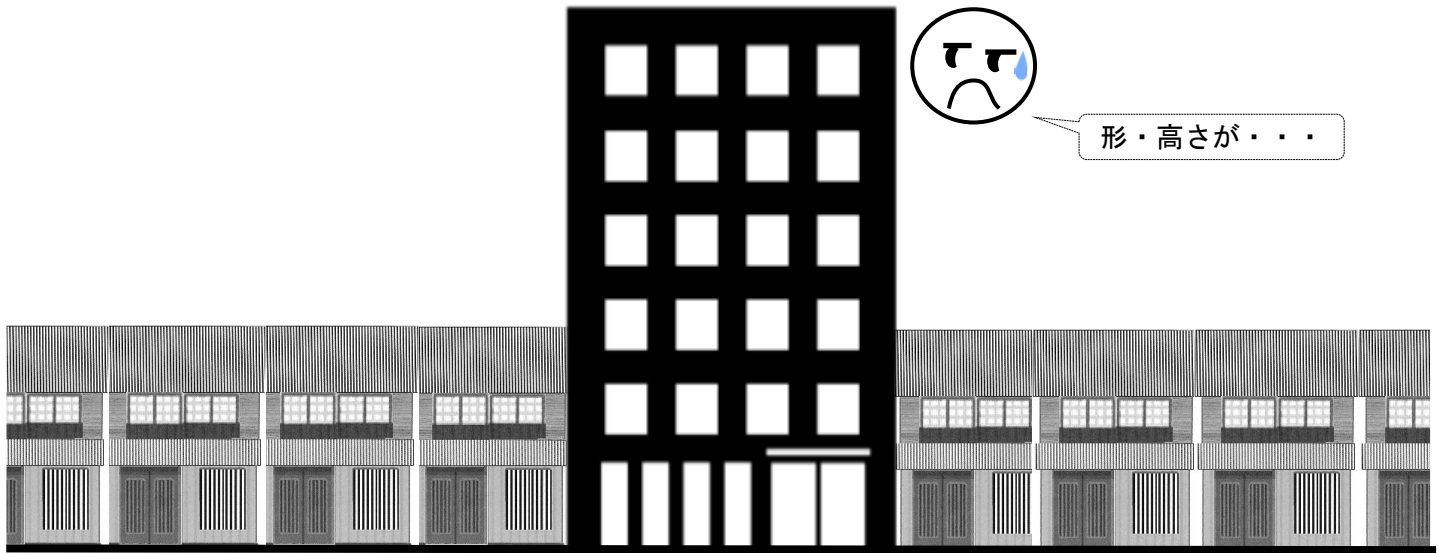
### イ 視対象関係

- ・ダム湖及びその周辺は有峰県立自然公園内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県自然公園条例」の許可を受けること。
- ・ダム湖周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



### 3 まち並みの眺望景観

地域の特性が顕著に現れている家並み、集落又は近代的な市街の景観。これらまち並みの眺望を阻害する建築物の建築・外観変更や屋外広告物の設置等を控える必要があります。



## (1) 黒部港北防波堤灯台 から見る 生地集落

### ア 視点場関係

- ・ 視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。

### イ 視対象関係

- ・ 沿岸で建築を行う場合は、その建築物は、現状と同様に、階数が2以下、切妻の瓦葺き屋根のものとし、外壁等の色彩は中低彩度とすること。
- ・ 沿岸の建築物の外観を変更する場合は、外壁等の色彩は中低彩度とすること。





## (2) 岩瀬地区（大町・新川通り）の廻船問屋の家並み

### ア 視点場関係

（視点場が道路上であるため、特になし。）

### イ 視対象関係

- ・沿道で建築等を行う場合は、富山市の旧補助制度（岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度）の補助対象基準（伝統的家屋、一般建築物等）を参考とすること。



### (3) 富岩運河環水公園 から見る 富山市街

#### ア 視点場関係

(視点場が公園内であるため、特になし。)

#### イ 視対象関係

- ・富山駅北のとやま都市 MIRAI 地区内の建築行為等は、当該地区の地区計画及び「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



#### (4) 天門橋 から見る 富山県美術館と富岩運河

##### ア 視点場関係

(視点場が公園内であるため、特になし。)

##### イ 視対象関係

- ・美術館周辺の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。





## (5) 大手モール から見る 富山城

### ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

### イ 視対象関係

- ・富山城は富山城風致地区内にあるため、地区内で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・大手モールは富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、沿道の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。
- ・富山城は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。



(6) 諏訪町本通り の 町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし)

イ 視対象関係

- ・ 諏訪町は富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、沿道の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



## (7) 八尾の坂と石垣の町並み

### ア 視点場関係

(視点場が視対象の地区内にあるため、視対象関係と同じ。)

### イ 視対象関係

- ・視対象となる西町等は富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、当該区域内の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。





## (8) 内川沿いの町並み

### ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

### イ 視対象関係

- ・内川沿岸で建築を行う場合は、その建築物は、現状と同様に、階数を2以下、切妻の平入で瓦葺き屋根のものとし、外壁等の色彩は中低彩度とすること。
- ・内川沿岸の建築物の外観を変更する場合は、外壁等の色彩は中低彩度とすること。



## (9) 吉久の町並み

### ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

### イ 視対象関係

- ・吉久は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更等を行う場合は、「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」の許可を受けること。



(10) 金屋町の町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・金屋町は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更等を行う場合は、「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」の許可を受けること。





(11) 瑞泉寺門前 の 八日町通り

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・八日町通りの沿道は、景観づくり住民協定地区「八日町通り人と人とのうらおいあるまちづくり協定」内にあるため、建築物の新築や外観の変更等を行う場合は、当該協定の内容を遵守すること。
- ・八乙女山の森林において、開発行為（1ha超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



## (12) 城端今町通りの 土蔵群

### ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

### イ 視対象関係

- ・土蔵群（旧野村家住宅一番蔵、二番蔵、雑蔵）は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。
- ・木製外壁等が長期に保存されるよう、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。





### (13) 相倉 の 合掌造り集落

#### ア 視点場関係

(視点場が相倉集落内にあるため、視対象関係と同じ。)

#### イ 視対象関係

- ・農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・相倉集落周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・相倉集落及びその周辺が五箇山県立自然公園（特別地区）内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・相倉集落は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更や木竹の伐採等を行う場合は、「南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例」の許可を受けること。
- ・相倉集落は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。
- ・相倉集落又はその周辺の建築行為等は、「南砺市五箇山景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。





#### (14) 菅沼 の 合掌造り集落

##### ア 視点場関係

(視点場が菅沼集落内にあるため、視対象関係と同じ。)

##### イ 視対象関係

- ・農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落及びその周辺が五箇山県立自然公園（特別地区）内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・菅沼集落は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更や木竹の伐採等を行う場合は、「南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例」の許可を受けること。
- ・菅沼集落は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落又はその周辺の建築行為等は、「南砺市五箇山景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。

